

伊豆市議会議会改革推進特別委員会設置に関する決議

次のとおり伊豆市議会議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 伊豆市議会議会改革推進特別委員会
- 2 設置の根拠 伊豆市議会委員会条例第5条
- 3 付議事件 伊豆市議会基本条例第26条の議会改革の推進の観点から、次の事件の議会制度について調査の必要があると認められるため、特別委員会を設置する。
 - (1) 議会のDX、ICT化対応の研究
 - (2) 伊豆市議会基本条例の見直し検証事項の提案
 - ア 委員会の活動（第5条）
 - イ 会派（第9条）
 - ウ 議員定数（第21条）
 - エ 検証により改善を必要とする事項
- 4 委員の定数 6人
- 5 調査期間 設置の日から調査終了まで（概ね1年間とする。）